

上川町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上川町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (32年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和6年4月1日予定
処理区域内人口密度	11.94人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区域(層雲峡地区)		
処 理 場 数	1か所(層雲峡処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の下水道使用料は、昭和63年供用開始後以下の使用料となっている。						
	基本料金(1ヶ月につき)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	種別	基本水量	使用料	超過料			
	家庭用	8m ³	1,040	120			
	旅館等	451人以上	4000m ³	520,000	120		
		301~450人	1000m ³	130,000	120		
		151~300人	200m ³	26,000	120		
		51~150人	70m ³	91,000	120		
		31~50人	30m ³	3,900	120		
30人以下		20m ³	2,600	120			
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他用	10m ³	1,300	120			
		300m ³	39,000	120			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,604	円	実質的な使用料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,731	円
	平成30年度	2,604	円		平成30年度	2,657	円
	令和元年度	2,728	円		令和元年度	2,795	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定部門2人(総務・管理部門1人、技術部門1人)
事業運営組織	下水道事業を所管する建設水道課において、水道事業も所管しており、上下水道を一体的に効率的な管理運営を実施している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	終末処理場の運転管理業務を民間委託している。他の方策については今後検討する。
	イ 指定管理者制度	検討していない
	ウ PPP・PFI	大規模な事業がなく現段階ではない
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚泥量、流入量の規模から、採算が取れる利用方法は現段階ではないと思われる。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在該当する土地等は、規模的に見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※経営比較分析表を活用した現状分析は、別紙「経営比較分析表」に記載のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

定住人口については、従業員の減少などから横ばいである。
最近の旅行は高級志向となっているため、客室の定員が少人数となる傾向である。

(2) 有収水量の予測

各施設の客室定員が減少傾向にあることと、節水に徹底されていること。
また、中国や韓国との国交関係から、インバウンド旅行者も減少傾向にある。
また、過去には修学旅行も盛んに受け入れていたが、近年はあまり例がなくなってきた。
新型コロナ禍の影響で、今後の見通しは難しい状況にある。

(3) 使用料収入の見通し

使用料の単価は、供用開始時期から改正されていないうえに、近年の観光客の減少や、各施設の節水が進む中で、使用料は超過料金の減少が目立ってきている。
大手ホテルにおいて未接続のところがあるため、接続を促しているが、浄化槽を使用しているほうが、安価であることから接続する意向は認められていない。
料金の改正を行わない限り増収の見込みはないが、計画後期には環境問題などから接続を見込んでいる。
新型コロナ禍の影響により、各ホテルの経営が非常に困難な状況にあることから、見通しは不安である。

(4) 施設の見通し

処理施設については、H18～24年度まで、改築・更新を行ったが、次期の更新事業が迫ってきている。
汚水管渠については40年、供用開始から30年を経過しているため特にヒューム管部分の更生、更新が求められる。
また、マンホール部について特に雨水の浸入による不明水の流入が多くみられるようになっているため、早急な対策が必要である。

(5) 組織の見通し

特環下水道、公共下水道及び簡易水道を同じ職員が担当している。
技術、経理とも専門的知識が必要となってきている。
経営状況から更なる専任化・スリム化が必要となってくることが予想され、将来の運営に不安を来している。

3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。
層雲峡は大雪山系の山々に囲まれた標高600mほどの山岳地であり、北海道の母なる川石狩川の源流に位置し、大雪山国立公園の集団施設地区に指定される道内有数の温泉地でもあることから、地域の環境の保全に対しては、重大な責務を負うところである。
下水道汚水管の耐用年数は50年といわれているが、工事着手時期から40年を超える汚水管も存在する。管渠をはじめとした下水道施設の延命化とその延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の支援制度を活用しながら継続的に下水道施設の老朽化対策を進める。
下水道事業の債権管理の強化と合わせて複式簿記会計へ切り替え、よりきめ細かな経営分析をもとに下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図る。

- ・効率的な改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する
- ・維持管理実績を踏まえた効率的な維持管理費を設定する
- ・経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

昭和63年9月に供用開始し、層雲峡処理場については、平成18年度から平成24年度まで改築・更新を行い、施設の機能高度化が進められています。
次期長寿命化事業実施に向け、電子データベース化を行ったところであり、ストックマネジメント計画を整備するとともに、効率的な施設整備を行う。
令和4年からは、計装設備について耐用年数が近づいていることから更新の検討に入る。

② 収支計画のうち財源についての説明

未接続の大手ホテルが現存し、環境問題からも接続の要請を行ってきたが、浄化槽での対応ができているということではなっていない。
継続して要請を行うが、令和9年度までには接続させたい。
一般会計からの繰り入れも、4千万円以上と多額であるため基準外の繰り入れの減額に努めたい。
投資的整備を行う際には、国庫補助や起債により対応する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

令和2年度の経費を基準として算定した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口の減少などにより流入量が減少してきているため、施設の最適化に向け検討する。
投資の平準化に関する事項	単に耐用年数のみで判断することなく、優先順位を検討しストックマネジメントを行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状では、観光産業の経営不安から料金の改正は厳しい状況にある。使用水量の適正な把握により、使用者に適正な負担を求める。
---------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の運転管理については、民間委託を継続して行う。
職員給与費に関する事項	事業を継続するために適正な人員配置を求めていく。
動力費に関する事項	効率的な運転管理に努め、節減を継続する
薬品費に関する事項	石狩川の最上流である町ということを念頭に置き、適正な水処理に心がけるとともに節減を継続する。
修繕費に関する事項	大規模修繕については交付金などの活用、ストックマネジメント計画をもとに整備するが、機器の管理を十分に行い大規模な修繕につながらないように対応する。
委託費に関する事項	処理場の管理委託について、継続して委託する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年の決算状況に応じて進捗管理やローリング等の経営戦略の検証を行っていく。また、先進的な取り組みや事例を取り入れるなど、経営改善に努める。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

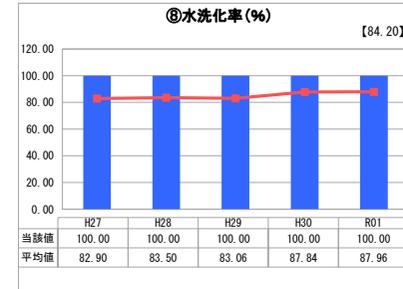
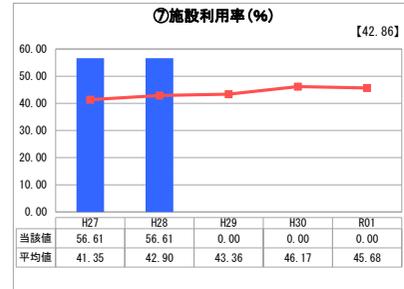
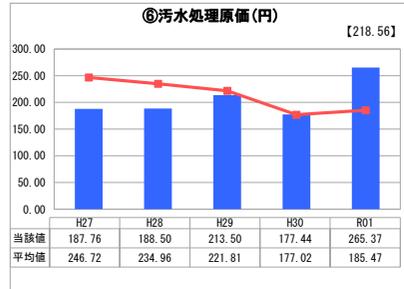
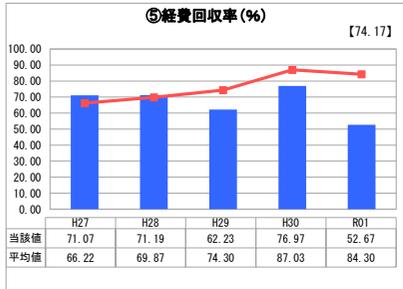
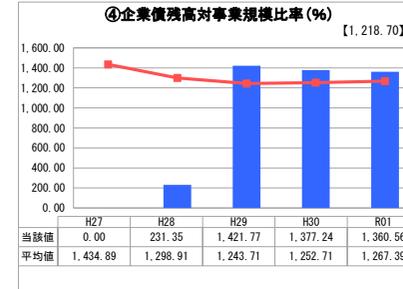
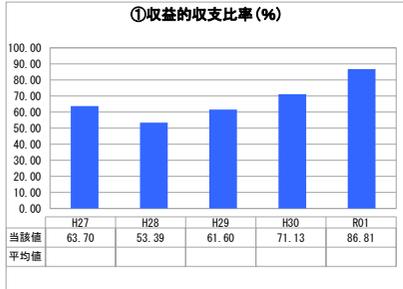
北海道 上川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	5.85	44.65	2,604

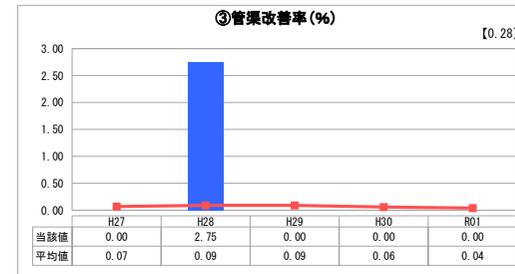
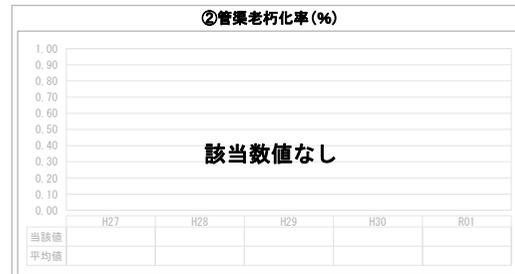
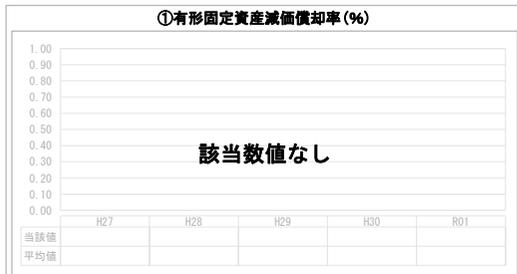
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,510	1,049.47	3.34
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
203	0.17	1,194.12

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

特定環境保全下水道については、大規模な温泉施設を抱えており、近年は施設利用率の上昇により収益的収支比率が回復に向かっていた。汚水処理原価が上昇していることから、コストダウンにより経費回収率も上昇すると分析している。処理場は運用開始後30年以上経過しており、長寿命化工事を行っているが、今後も改修工事を段階的に計画していかなければならない。管渠についても老朽化が進み、定期的な修繕を行ってきているが、事故等を未然に防ぐために計画的な補修整備が必要となる。各施設の長寿命化工事を見据えた投資の効率化や維持管理経費の削減策を検討し、経営の健全化を図らなければならない。

29 46.27
39.94
36.67

2. 老朽化の状況について

処理場については長寿命化工事を終えてきているが、今後も計画的な整備を実施しなければならない。管渠についても、老朽化が進んでいるため計画的な整備を図らなければならない。

全体総括

特定環境保全公共下水道事業の使用料収入は、大手ホテルが大半を占めており、観光客の入りも身に大きく左右されるため安定的な財源の確保が求められる。管渠についてお突発的な事故を未然に防ぐための更新が今後必要となるため、経営の健全化を重視しながら全体計画を検討していきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

区 分		年 度											
		元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	76,298	33,743	35,080	35,000	37,000	37,000	36,000	37,000	41,500	41,500	41,500	41,500
	(1) 営 業 収 益 (B)	27,204	24,446	25,080	26,000	28,000	30,000	30,000	35,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	ア 料 金 収 入	27,204	24,446	25,080	26,000	28,000	30,000	30,000	35,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	49,094	9,297	10,000	9,000	9,000	7,000	6,000	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500
	ア 他 会 計 繰 入 金	49,018	9,297	10,000	9,000	9,000	7,000	6,000	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500
	イ そ の 他	76											
	2 総 費 用 (D)	41,811	37,426	36,993	37,190	36,782	36,427	36,100	35,792	35,506	36,234	36,268	37,225
	(1) 営 業 費 用 (E)	36,857	33,011	33,028	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	34,700	35,000	36,200
	ア 職 員 給 与 費	3,646	3,339	3,796	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	4,000	4,200
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	33,211	29,672	29,232	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	31,000	31,000	32,000
	(2) 営 業 外 費 用 (F)	4,954	4,415	3,965	3,490	3,082	2,727	2,400	2,092	1,806	1,534	1,268	1,025
ア 支 払 利 息	4,954	4,415	3,965	3,490	3,082	2,727	2,400	2,092	1,806	1,534	1,268	1,025	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	34,487	△ 3,683	△ 1,913	△ 2,190	218	573	△ 100	1,208	5,994	5,266	5,232	4,275	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	12,823	59,800	63,900	86,200	137,560	68,400	54,400	33,000	28,000	28,000	26,000	25,000
	(1) 地 方 債	12,800	23,800	17,900	23,100	50,700	16,200	10,200					
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	12,800	13,400	7,900									
	(2) 他 会 計 補 助 金	23	36,000	36,000	40,000	36,000	36,000	34,000	33,000	28,000	28,000	26,000	25,000
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			10,000	23,100	50,860	16,200	10,200					
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	49,131	50,709	63,910	87,603	139,415	68,694	53,581	33,684	32,766	33,106	32,059	30,716
	(1) 建 設 改 良 費	3,050	3,464	20,000	50,000	106,060	37,000	25,000	4,500	4,500	4,500	5,000	5,300
	ウ ち 職 員 給 与 費	3,027	3,464	3,584	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,800	4,000
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	46,081	47,245	43,910	37,603	33,355	31,694	28,581	29,184	28,266	28,606	27,059	25,416
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 36,308	9,091	△ 10	△ 1,403	△ 1,855	△ 294	819	△ 684	△ 4,766	△ 5,106	△ 6,059	△ 5,716	

区 分	年 度											
	元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,821	5,408	△ 1,923	△ 3,593	△ 1,637	279	719	524	1,228	160	△ 827	△ 1,441
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	3,860	2,039	7,447	5,524	1,931	294	573	1,292	1,816	3,044	3,204	2,377
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,039	7,447	5,524	1,931	294	573	1,292	1,816	3,044	3,204	2,377	936
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,039	7,447	5,524	1,931	294	573	1,292	1,816	3,044	3,204	2,377	936
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	87	39.9%	43.4%	46.8%	52.8%	54.3%	55.7%	56.9%	65.1%	64.0%	65.5%	66.3%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	27,204	24,446	25,080	26,000	28,000	30,000	30,000	35,000	40,000	40,000	40,000	40,000
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	370,128	346,683	320,673	306,170	323,515	308,021	289,640	260,456	232,190	203,584	176,525	151,109

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支分	49,018	9,297	10,000	9,000	9,000	7,000	6,000	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500
うち基準内繰入金	36,221	4,000	4,000	3,000	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000
うち基準外繰入金	12,797	5,297	6,000	6,000	6,000	4,500	4,000	500	500	500	500	500
資本的収支分	23	36,000	36,000	40,000	36,000	36,000	34,000	33,000	28,000	28,000	26,000	25,000
うち基準内繰入金		35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	33,000	32,000	27,000	27,000	25,000	24,000
うち基準外繰入金	23	1,000	1,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計	49,041	45,297	46,000	49,000	45,000	43,000	40,000	35,000	29,500	29,500	27,500	26,500